

# 青森県報

号外第四十一号

令和二年  
三月三十一日  
(火曜日)

## 目次

## 条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一  
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……三

## 条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県条例第二十八号

#### 青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の三第一項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第五十六条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項

に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして地方税法施行規則第三条の十四第一項に規定するものを含む。第六十条第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして同法第三条の十四第二項に規定するものを含む。第六十条第二項及び第三項において「発電事業等」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第五十六条の二第三項の表を次のように改める。

第六十条第一項第一号	掲げる法人	掲げる法人(法第七十二条の二の二第七項に規定する固有法人をいう。以下この節において同じ。)であるもの
第六十条第一項第三号	その他の法人	その他の法人(第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人(法第七十二条の二の二第三項に規定する受託法人をいう。以下この節において同じ。)であるものを含む。)
第六十条第三項第一号	合計額	合計額(受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額)
第六十条第四項	法人で	受託法人及び三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第六十条第四項第一号及び第六十五条	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第六十条第四項第三号	その他の法人	その他の法人(第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
第六十二条	第五十六条第一項第一号イに掲げる法人	第五十六条第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの

同号口に掲げる法人	同号口に掲げる法人（同号イに掲げる法人であるものを含む。）
掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
同項第三号イに掲げる法人	同項第三号イに掲げる法人で固有法人であるもの

第五十八条中「事業の」を「事業税の」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 付加価値制 各事業年度の付加価値額
- 二 資本制 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得制 各事業年度の所得
- 四 収入制 各事業年度の収入金額

第六十条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第五十六条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
  - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の税率を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七の税率を乗じて得た金額
  - ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の税率を乗じて得た金額
- 二 第五十六条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
  - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の税率を乗じて得た金額
  - ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五の税率を乗じて得た金額

第六十二条中「所得制（ロ）を」「所得制等（ロ）に、「にあつては、付加価値制」を「の付加価値制」に、「とする」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等（同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）」に改め、同条第一号本文中「又は法」を「又は」に、「においては」を「には」に改め、同号ただし書中「第十四項」を「第十六項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第九十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「第八条の四に規定する」を「第八条の四第二項に規定するところにより」に、「が同項各号」を「が第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第百条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、地方税法施行規則第八条の四第一項に規定するところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第百条の二第一項中「第九十九条第二項」を「第九十九条第三項」に改める。  
 第百五十四条第一項第一号イ(2)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(2)及びロ(2)並びに同条第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第一号イ(2)の項中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第一項第一号ロ(2)及び第二項第一号ロ(2)の項中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第五条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。  
 附則第六条の四第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第七条の二の二中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第八条の四の二第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第三項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第八条の五中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第八条の五の二第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の十」を「百分の二十」に改める。

附則第十二条中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県条例(以下「改正後の条例」という。) 附則第八条の四の二第一項及び第三項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第八条の四の二第一項及び第三項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第八条の五の二第一項の規定(同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第二十一条第二項第一号中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「令和二年三月三十一日」を「同月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭